

## 新潟市美術館及び新潟市新津美術館美術資料の価額評価に関する要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、新潟市美術館条例施行規則（平成11年規則第33号）第17条及び新潟市新津美術館条例施行規則（平成17年規則第48号）第15条の規定に基づき、新潟市美術館及び新潟市新津美術館（以下「美術館」という。）が購入により収集する美術品及び美術に関する資料（以下「美術資料」という。）の価額評価を適正に行うことを目的とする。

### (価額評価方法)

第2条 新潟市長（以下「市長」という。）は、美術館が美術資料を購入により取得しようとするときは、その価額について学識経験を有する者及び専門家のうちの複数の者（以下「評価者」という。）から意見を聴くものとする。

2 評価者は、個々に独立して価額評価を行い、書面で市長に報告するものとする。

3 各美術資料の評価額は、原則として、評価者の評価額の平均値とする。

### (評価者の資格制限)

第3条 価額評価を行う美術資料について、利害関係を有する者は、評価者になることができない。

2 評価者は、新潟市美術館及び新潟市新津美術館美術資料選定委員会および新潟市美術館及び新潟市新津美術館協議会の委員と兼ねることができない。

### (秘密を守る義務)

第4条 評価者は、その職務を行うにつき、知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職務を退いた後も同様とする。

### (委任)

第5条 この要綱に定めるほか、美術資料購入の価額評価に関し必要な事項は別に定める。

### 附 則

#### (施行期日)

1 この要綱は、平成24年9月1日から施行する。